

市と 労働局が生活保護受給者等に対して就労支援を  
一体的に実施するための協定書

平成 2 5 年 月 日

市(以下「甲」という。)と厚生労働省 労働局(以下「乙」という。)は、平成 2 2 年 1 2 月 2 8 日付閣議決定「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」記の 2 ( 3 ) に基づき、必要な雇用と福祉の施策を一体的に実施するため、次のとおり協定を締結する。

( 基本理念 )

第 1 条 本協定は、雇用と福祉等の施策の連携により、住民の就労促進を図るため、甲と乙が一体的に実施する事業の推進に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

- 2 甲と乙は、住民の福祉の増進と雇用の促進に資する観点から、この協定の実施及び改廃に関して互いに要望することができ、当該要望については、互いに誠実に対応するものとする。

( 一体的に実施する事業 )

第 2 条 甲と乙は、生活保護受給者、住宅手当受給者及び児童扶養手当受給者並びにその申請者及び相談者(以下「生活保護受給者等」という。)に対する福祉と就労支援の一体的実施する事業(以下「 事業」という。)を実施する。

- 2 甲および乙は、それぞれが管理する施設・設備等を、前項の事業を実施するための施設・設備等として必要に応じて確保し、適切に管理を行う。

( 事業の内容 )

第 3 条 乙は、別に定める事業運営計画に基づき、福祉事務所保護課の窓口に求人情報提供端末、職業紹介端末を設置するとともに、職員を配置し、甲は福祉事務所保護課に査察指導員、ケースワーカー、就労支援相談員を配置し、甲乙連携して、「 事業」として) 次の各号に掲げる事業を一体的に実施する。

- 一 生活保護受給者等に対する職業相談及び職業紹介
  - 二 就労促進・生活援助に資する相談、セミナー等に関する業務
- 2 前項の業務の支援対象者は、福祉事務所保護課が関わっている生活保護受給者等とし、一般の求職者は対象外とする。

( 運営協議会 )

- 第 4 条 甲及び乙は、本事業 ( 「 事業 」 ) の円滑な運営に資するため、「生活保護受給者等就労支援サポート事業」運営協議会 ( 以下「運営協議会」という。 ) を共同で運営する。
- 2 運営協議会の設置等の必要な事項については別途定める。
  - 3 甲及び乙は本事業 ( 「 事業 」 ) の実施に関する重要事項及びこの協定の改正・廃止に関しては、運営協議会に諮らなければならない。
  - 4 甲及び乙は、運営協議会の意見を最大限尊重しなければならない。

( 目標設定及び事業評価 )

- 第 5 条 本事業 ( 「 事業 」 ) を運営するに当たり、事業運営計画において数値目標を定めるものとする。
- 2 毎年度、事業実績等に基づき目標達成状況等を調査の上、必要な見直しを行うものとする。

( 広報 )

- 第 6 条 甲及び乙は、本事業 ( 「 事業 」 ) の対象者等に対する広報を恒常的かつ積極的に実施する。

( 費用の分担 )

- 第 7 条 本事業 ( 「 事業 」 ) の管理に要する費用は、甲と乙はそれぞれの業務に係る費用を負担することを原則とする。
- 2 運営協議会の運営に要する費用については、甲乙それぞれの所属の職員にかかる経費はそれぞれが負担し、その他の経費については甲乙協議の上決定する。
  - 3 事業の内容の変更等が生じた場合の費用の負担については、甲乙協議の上決定する。

( 原状回復 )

- 第 8 条 事業の全部又は一部が終了した場合、甲又は乙は、速やかに当該終了した事業に係る機器 ( 自らの管理権限を有するものに限る。 ) の撤収に係る現状回復を、それぞれの負担において行わなければならない。

( その他 )

- 第 9 条 この協定に定めるもののほか、本事業 ( 「 事業 」 ) の実施、管理等に関し必要な事項は、その都度、甲乙協議の上決定する。

附則

- 1 この協定は、平成 2 5 年 月 日から施行する。

2 この協定締結の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保管するものとする。

甲 市 市長  
県 市 町...

乙 厚生労働省 労働局 労働局長  
県 市 町...